

令和5年1月25日招集

第1回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和5年第1回狭山市農業委員会総会

令和5年1月25日(水曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議事項
 - (1) 農業委員の欠員について
- 5 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 6 閉会 午後2時30分

本日の出席農業委員 11名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 小野田敏枝
4番 細田幸司	5番 仲川知範	6番
7番 小口英吉	8番 岸進	9番 諸口秀敏
10番 平本洋章	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥富文典	片岡弘幸	齋藤孝史	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第1回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 生産緑地の斡旋について（依頼）

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第1回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第1回狭山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号3番 小野田委員と4番 細田委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第1回総会の概要を事務局から説明してください

事務局 農地法第3条の申請が、柏原地区で1件、農地法第5条の申請は、入間川地区で2件、入曽地区で1件、堀兼地区で1件、奥富地区で1件、併せて5件です。
農用地利用集積計画は、堀兼地区で2件です。

議 長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしましたが、この時期なので、雑草は落ち着いています。また、委員さんと一緒に申請農地の確認をしてきました。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 管理がされていない農地もあり、火災等が心配されるので、注意して見回りをしていきたいと思ひます。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 管理のできていない農地について、何回か改善をお願いしているが、進展が見られない。なんとかしたいので、今後も何回でも頭を下げて、どうにかやっていただけるようにしていきたいと思ひます。また、昨日から今日にかけて突風が吹いたので、今朝見回ってきたところ、マルチがはがれて飛ばされているところもありましたが、幸い電線に引っかかっているようなことはなく、良かったと思ひています。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 雑草が生えていた農地で、トラクターで耕うんしてくれたところもありました。まだまだ気になる農地はあるので、ひどくならないうちに注意喚起を行ってきたいと思ひます。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 太い木が生えている農地がありましたが、年明けに業者が重機を使って草木を払うような作業が始まりました。まだ終わったわけではなく、抜根まではいかないようですが、注意して見守りたいと思ひます。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 河川敷の砂利採取をしている関係で木がなくなって風を強く感じる場所があります。砂利を取った後、赤土を入れた畑があるので、風が吹くとその土が舞う状況が見られます。草については、稲の株をうない込む天地返しをしているので、田んぼの草はきれいになっています。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 あっせんの依頼が1件ありましたので、事務局で場所の確認をさせていただきました。柏原地区はあっせん台帳の掲載が多くなってきましたので、よりよい管理をしてもらえるよう、農業員さんと一緒に活動していきたいと思います。雑草は刈り払い機を使って作業をしてくれている人も見られます。今後も、早め早めに声をかけていきたいと思います。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 雑草は管理されず伸びたまま枯れてしまっている状態も見受けられますが、年明けにトラクターを入れたところもありました。利用権設定の申し出があったお宅も訪ねて来ました。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願います。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、所有権移転が2件3筆、地目はすべて「畑」で1, 553㎡です。
利用権設定はありません。

1件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人も同じく堀兼にお住いの方です。
所在地は大字堀兼字芳野549番1、地目は畑、面積は223㎡、権利の種類は所有権移転です。

受け人は、平成29年11月26日に認定農業となっています。

2件目

渡し人は、ふじみにお住いの方、受け人は1件目と同じ方です。
所在地は大字堀兼字芳野550番1、外1筆 地目はすべて畑、面積は1,330㎡、権利の種類は所有権移転です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については承認いただいたものといたします。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市柏原字上澤1793番、地目は田、面積は1,467㎡です。
現在の利用状況は遊休農地、許可後は里芋等の作付けが計画されています。
譲受人は狭山市広瀬に居住する農業者で、総耕作面積は所有面積10,789㎡、
内訳は田が2,536㎡、畑が8,253㎡です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま
す。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字下窪1639番6、地目は畑、面積は386㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある はい
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる いいえ
・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ
以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農
地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地
です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり
理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当
と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曾字下原51番2、地目は畑、面積は298㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある はい
・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中
となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。
詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書
が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当
と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川二丁目2354番1、外1筆、地目は田、合計面積は48
8㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は川崎市で病院経営を行っている法人で、転用目的は病院敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字前田1923番3、地目は畑、合計面積は364㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は休耕中となっています。事業計画者は千葉県千葉市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり

り理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字加佐志字金ヶ崎544番4、外1筆、地目は畑、合計面積は312㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある いいえ
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる いいえ
・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ
以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に協議事項に移ります。
横田泰宏委員ご逝去に伴う欠員の取扱いについて、協議させていただきます。
事務局長からの説明を求めます。

事務局 【横田泰宏委員、ご逝去に伴う欠員の取扱いについて説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、欠員の取扱いについては、事務局案のとおりとしてよろしいか、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、欠員の取扱いにつきましては、事務局案で進めてまいります。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は4件24筆、全て地目「畑」、面積は29,509㎡、全て相続による届出で、あっせんの希望はありません。
次に農地法第5条の規定による届出は2件2筆、全て地目「畑」、面積は784㎡、転用目的は住宅敷地が1件、工場敷地が1件です。
次に公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、1件1筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようです。
次に生産緑地の斡旋について、事務局から説明をお願いします。

事務局 都市計画課より、別紙のとおり、3件のあっせんの依頼がありました。

議長 説明がおわりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。

事務局 姉妹都市津南町での農業体験事業として6月に田植え、10月に稲刈りという予定で津南町と調整中です。コロナの状況を鑑みつつになりますが、実施する方向で進めてよろしいか、お諮りしたいと思います。

議長 説明がおわりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。では、津南町からの返答を待って、狭山市としては実施する方向で進めるということにいたします。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、令和5年第1回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。